

半田市長期継続契約を締結することができる契約に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年半田市条例第5号。以下「条例」という。）に規定する契約に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の基準)

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 商習慣上複数年にわたり借り入れ、又は使用することが一般的なものを対象としていること。
- (2) 契約期間の始期の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合に変更又は解除が可能であること。
- (3) 前号の規定により変更又は解除した場合に損害賠償の責めを負う内容の契約でないこと。

2 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 年間を通じて経常的かつ継続的に業務の履行が行われること。
- (2) 契約期間の始期の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額に減額又は削除があった場合に変更又は解除が可能であること。
- (3) 前号の規定により変更又は解除した場合に損害賠償の責めを負う内容の契約でないこと。
- (4) 業務開始時に契約の相手方に当該業務を遂行するための施設、機器等の設置、専用車両等の備品購入その他の初期設備投資をさせることを想定した契約でないこと。

(長期継続契約の契約期間)

第3条 条例第2条第1号に規定する契約に係る契約期間は、対象物の耐用年数を超えない範囲で設定するものとする。この場合において、耐用年数は、対象物の製造会社が認める耐用期間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間のいずれか長い方とする。

2 条例第2条第2号に規定する契約に係る契約期間は、契約の競争性及び公平性を確保するため、準備期間（機器設置期間を含む。以下同じ。）を含めて2年間を超えないものとする（事業実施期間は、原則として1年間を超えないものとする。）。ただし、契約の

相手方を競争（入札、プロポーザル方式、コンペティション又は見積り合わせ）で定めるもので、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる期間とする。

（１）質の高い安定した業務の履行が必要となる業務であって、市長が特に必要と認められたもの 準備期間を含めて４年間を超えない期間

（２）専門性が高く、業務の質が直接経営に影響する業務であって、市長が特に必要と認められたもの 準備期間を含めて６年間を超えない期間

（留意事項）

第４条 契約事務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

（１）施行計画

ア 事業期間は、準備期間を含めて設定することとし、備考欄に準備期間及び事業実施期間を区別して記載すること。

イ 初年度予算金額欄には初年度のみ予算金額を記載し、総予定金額欄には契約期間全体で積算した総額の予定金額を記載するとともに、各年度の予定金額の内訳を備考欄に記載すること。

ウ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約であることを備考欄に記載すること。

エ 仕様書及び物品仕様書に準備期間及び事業実施期間を区別して記載し、準備期間に費用が発生しない旨を明記すること。

（２）指名通知等

指名通知等に当該契約が長期継続契約であること及び全契約期間を明記すること。

（３）契約書

ア 契約期間は、全契約期間を記載し、その下段に準備期間及び事業実施期間を区別して記載するとともに、準備期間に費用が発生しない旨を明記すること。

イ 契約金額として、全体及び各年度の支払額を記載すること。ただし、単価契約においては、単価額を記載すること。

ウ 特記事項として、別表に定める契約条項を明記すること。

（４）検査調書

ア 検査調書は、原則支払の都度作成すること。ただし、定例的な業務に係る契約であって、支払も定例的なものにあつては、支出負担行為決議票兼支出命令票の検収欄に検査職員が押印することをもって検査調書の作成にかえることができる。

イ 前号ただし書の規定による場合であっても、年度の終了時に当該年度分の検査調書を作成すること。

ウ 全契約期間に係る業務の完了時には、全契約期間に係る業務の検査調書を作成すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく、施行計画、指名通知その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

<p>長期継続契約を締結する場合に明記する契約条項</p>	<p>（予算の減額又は削除に伴う契約解除）</p> <p>第 条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3による長期継続契約であるため、契約期間の始期の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。</p> <p>2 受注者が前項の規定による契約の変更又は解除により損害を受けることがあっても、発注者は、その損害賠償の責めを負わないものとする。</p>
-------------------------------	---